

## グアム政府による強制検疫措置（含む乗り継ぎ）の一部緩和について

5月29日、グアム保健衛生局（DPHSS: Department of Health and Social Services）は強制検疫措置に関する新たなガイドラインを以下のとおり発表しました。特に、乗り継ぎの場合は、短時間であれば強制検疫措置を課されず、空港内にとどまることが可能です。

詳細については、在ハガツニャ総領事館の関連ページを御覧ください。

[https://www.hagatna.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/b\\_000247.html](https://www.hagatna.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/b_000247.html)

### 1 乗り継ぎの場合

（1）乗り継ぎ時間が10時間以内の場合は空港にとどまることが可能です。

（2）乗り継ぎ時間が10時間を超える場合は、次のフライトに搭乗するまでの間、グアム政府指定施設での強制検疫措置が課されます。空港送迎（往復）についてはグアム政府が手配します。

### 2 観光客等に対する強制検疫措置

（1）原則として、グアム政府指定施設（3食付）において14日間の強制検疫措置が課されます。空港送迎（往復）はグアム政府が手配し、グアム政府指定の施設での滞在費用は個人又は航空会社の負担になります。

（2）他方、入国日前1週間以内に実施されたPCRテストで新型コロナウイルス陰性であった旨を証明する文書を提示した場合は、自身が予約したホテルでの14日間の自主検疫措置とすることが認められます。